

デザイン委嘱契約書

主催者 (以下甲という) と、デザイナー (以下乙という)
は、甲が乙にデザインの委嘱を行うに際し、次のとおり契約を締結します。

◆委嘱業務の内容と報酬◆

1. 公演名
2. 上演期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
3. 上演場所
4. 上演回数 (初演) 回
5. 委嘱契約料 (報酬) 金 円 (消費税別)
6. 支払日 年 月 日
7. 委嘱業務 装置デザイン/衣裳デザイン/その他 ()

◆著作権、再演その他の二次利用◆

8. デザイン画・デザイン図面及び模型 (作成する場合) の著作権及び所有権は 乙に帰属します。
9. 当該公演に関する営利目的の二次使用の許諾については、甲と乙との別途協議事項とします。
なお、甲は、乙のために、製作された装置や衣裳を記録用に写真撮影する便宜を与えるものとします。
10. 再演についての著作物使用料は、甲と乙との別途協議とします。再演にあたり著作物を変更する必要が生じた場合、乙は合理的なデザイン変更に応じるものとします。その報酬については甲と乙との別途協議とします。
11. 装置/衣裳を各一点以上製作するときには、甲と乙とは追加使用料について協議するものとします。装置/衣裳を譲渡、リース又は流用する時は、甲は乙の事前の許可を得るものとします。

◆舞台模型、美術助手その他の費用◆

12. 乙が、委嘱業務のために美術助手が必要だと考える場合、甲は誠意をもって協議に応ずるものとし、美術助手を用いると決定した場合には、その契約締結および報酬の支払いは、甲の負担でおこなうものとします。
13. 前項のほか、甲は委嘱業務のために要した合理的な費用を負担するものとします (乙が提出す

ることを要する模型の製作費を含む)。

◆履行不可能◆

14. 上記のほか、乙が不可抗力（天変地異、事故や病気等）により本契約を履行できなくなった場合にはただちに甲に報告するものとし、その後の義務を免れるものとし、この場合、甲及び乙は協議を行い、乙がすでに遂行した業務の割合に応じて、乙への支払金額を決定します。

◆契約不履行◆

15. 15：上記のほか、本契約が、甲乙どちらかの一方的な理由により履行されない時は、相手方はただちに本契約を解除し、損害の賠償を請求することが出来ます。ただし、乙の損害賠償の義務は、委嘱契約料の倍額返還を限度とします。

◆公演中止・延期◆

16. 本公演が公演初日以前に中止または延期され、かつ第7項に従ってデザインがすでに提出されている場合は、甲は乙に対し、委嘱契約料を全額支払うものとし、他方デザインが未提出の場合には、委嘱契約料の半額を下限として、協議で決定した金額を甲は支払います。いずれの場合も、甲は、その時点までに乙が支出した第12項及び13項記載の費用を支払うものとし、

◆デザイナーの義務の範囲◆

17. 乙は委嘱業務を行うにあたって、甲の当初の計画、方針に沿い、公演の成果をあげるべく誠意をもって遂行します。乙はデザインの視覚的な観点に責任をもち、甲は安全性の確保のためにデザインを変更する必要があると判断した場合には、甲乙、誠意を持って協議のうえ決定することとします。

◆契約外の事項◆

18. 本契約に記載されていない事項や疑義が生じた時は、甲乙協議のうえ決定することとします。以上契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有します。

年 月 日

甲（主催者） 住所

氏名

乙（デザイナー） 住所

氏名